

田川市
中小企業融資制度

利子補給金

田川市内の事業者の資金繰りを支援するため、田川市中小企業融資制度を利用して融資を受けた事業者に、支払った利子の一部を補助します。



制度について

○補助対象者

田川市中小企業融資制度を利用して融資を受けた者であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

- (1) 令和7年度以降に融資が実行され返済をしていること
- (2) 融資の契約に基づき延滞をすることなく支払を行っていること
- (3) 市税の滞納をしていないこと
- (4) 交付申請・交付決定・補給金請求時に市内に事業所を有すること

○補助額

支払った融資利子の0.1%相当額

○交付対象期間

令和7年4月1日以降に第1回目の利子を支払った日から1年間

申請方法について

○申請期間

交付対象期間終了後90日以内

○申請窓口

田川市役所 3階 産業振興課

○申請書類

田川市中小企業融資制度利子補給金交付請求書
市税の滞納のない証明書（市民課発行 300円）

※市税の滞納のない証明書は市が申請者の同意に基づき公簿等で確認できる場合は提出不要です。

▶様式は窓口で配付のほか、市ホームページからもダウンロードできます

URL：<https://www.joho.tagawa.fukuoka.jp/kiji0031923/index.html>



様式ダウンロード

お問い合わせ

田川市役所 産業振興課 企業雇用商工係
☎ 0947-85-7145